

令和元年第7回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和元年7月8日(月)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長		
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	28号	東京都北区子ども・子育て支援法施行細則	承認
2	29号	東京都北区立志茂保育園の指定管理者の指定について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	54号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第7回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和元年7月8日(月) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第7回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第28号議案「東京都北区子ども・子育て支援法施行細則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>では、28号議案についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、最終の122ページをごらんいただけますでしょうか。説明欄でございます。</p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、規定の整備を行うとともに、東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則付則第3項の規定に基づき、教育委員会規則を制定するため、この規則案を提出するものでございます。</p> <p>若干、この説明欄について補足をしたいと思います。</p> <p>まず、子ども・子育て支援法の改正についてでございますが、前回6月27日開催の教育委員会臨時会におきまして、幼児教育・保育の無償化に関連して、子育てのための施設等利用給付といたしまして、要件を満たす場合に幼稚園の預かり保育ですとか、保育所の一時預かり保育、ファミリーサポート事業、認可外保育施設の利用保育料等に対する補助が創設され、7月の教育委員会で規則改正をご審議いただくといったような説明をさせていただきましたが、今回がその規則制定の趣旨ということでございます。</p> <p>次に、説明のうち、東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則、付則第3号に基づく教育委員会規則の制定に関してでございます。</p> <p>これも、6月27日開催の教育委員会臨時会において、追加議案という形で区長から教育委員会への委任させる事務の協議についてご審議いただきました。前回、ご承認いただいたことで、教育委員会として区長から委任される事務に関する規則を今回制定できるといったような流れになります。</p> <p>参考資料をごらんください。こちらの参考資料は、この権限委任規則を抜粋したものでございます。この権限委任規則でございますが、これは平成28年度組織改正によりまして、子ども未来部が教育委員会へ移管された際に、区長の権限の事務のうち、教育委員会に委任する事務、補助執行させる事務を定めた規定でございます。</p> <p>この資料の付則の3のところ、教育委員会に委任された事務について、東京都北区教育委員会規則が制定・施行されるまでの間は、当該事務に係る東京都北区規則の規定をもって教育委員会規則で定められた規定とみなす、そのような経過措置を定めた規定でございます。</p>

この付則の中身を簡単に説明させていただきますと、平成28年の組織改正によりまして、区長から教育委員会へ委任された事務について、新たな規則改正等が発生する場合には区長規則を教育委員会規則として制定し直すと。ただ、そういったものがない限りは、この区長規則のままで、教育委員会規則として運用していくといったような規定になってございます。今回、幼児教育の保育無償化によりまして、大きな法改正が発生したため、これを機会にこの従前の区長規則を廃止しまして、新たにこの教育委員会規則として規定したいといったような形でございます。

では、条文の中身に入ります。一応、制定条例ということなので、逐条で説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。目次がありまして、この第1章総則の第1条のいわゆる1ページの左から数えて5行目あたりの、そのあたりから説明をさせていただきます。

第1条でございます。これは規則の趣旨として、根拠となる法律を記載しているものでございます。

次のページにいきまして、第2条です。用語の定義でございます。

第3条でございますが、国の規則で、保育の利用に当たり、保護者の就労時間の最低時間を各自治体で定めることが求められておりまして、それが48時間になっているということでございます。

次に第4条から15条でございますが、教育保育給付認定の申請などについて規定したものでございます。現在ある区長規則との比較で申し上げますと、今回の幼児教育・保育の無償化によりまして、幼稚園ですとか認可外保育施設等の預かりなど、これに必要となる施設等利用給付認定と区別するため、従来は支給認定という言葉を使っていたわけですが、それと施設等利用給付認定というのが非常にややこしいということで、この支給認定という用語を教育・保育給付認定という用語で再定義しております。この法改正に伴う用語の整理を行いまして、その給付認定の申請ですとか、そういったものの様式等を定めております。

第5条ですが、本区の標準時間と短時間といった認定区分がございまして、国が規則で定めている要件以外の申請について、この区の取り扱いを定めたものでございます。

第6条につきましては、この認定結果の通知について、第7条は処分の延期について、第8条では利用者負担について、それぞれ様式を定めたものでございます。

第9条におきましても、国の規則で区市町村が定めるとしているといったものがございまして、それは保護者が休職を行っている場合ですとか、育児休業の場合、また、その他事由、そういった場合に認定の有効期間、それを定めたものでございます。

第10条から第15条におきましては、この教育・保育給付認定における現況の届け出、変更の申請、またその認定の取り消しですとか、申請内容の変更の届け出、支給認定証の再交付の申請といったものについて、それぞれ様式を定めたものになります。

次に、6ページの16条をごらんください。16条は、各保育施設等が児童を保育する対価としての給付を請求することについての様式を定めたものでございます。

続きまして、第3章17条に進みます。第3章は子育てのための施設等利用給付認定でございますが、この章は、令和元年10月より新たに開始する幼稚園ですとか、認可

外保育施設等の保育料ですとか、ファミリーサポートセンター事業等の利用料の無償化の対象となるために、必要な施設等利用給付認定に関する規定の新設をしております。

17条から19条までは、新たにこの施設等利用給付認定を受けるために保護者の申請手続及び申請に対する認定に必要な様式等を定めた規定でございます。

第20条でございますが、この施設等利用給付認定の有効期間を定めた規定でございます。この施設等利用給付認定の有効期間でございますが、これにつきまして、認定に関する期間におきましては、原則として保育園の必要性の認定と同じ基準とするといった方針が示されているところでございますので、求職活動を理由に施設等利用給付認定を申請する場合、保護者の認定期間、これを90日としておりますが、その認められる期間と同一ということでございます。

次です。8ページをごらんください。第2項でございますが、これも育児休業中の保護者の認定期間を定めたものでございます。これも保育園等に利用申請する場合と同じような期間と定めてございます。

その他、21条から26条につきましても、教育・保育給付認定と同様に申請ですとか、その他書式を定めたものでございます。

第3章の最後が26条でございます。こちらは企業主導型保育を利用する保護者の報告に必要な様式を定めたものでございます。

まず、企業主導型保育というのが、平成28年に内閣府が制度として設けたものでございます。こちらにつきましては、区を経由せずに直接利用者と事業者とが契約を結ぶということですとか、また、運営費の補助も区を経由せずに国から施設へ補助が支払われることなどから、区の関与というのが極めて薄い施設でございます。しかし、この利用者につきましては、この企業主導型保育事業の保育については無償になる。しかし、その保育料の無償を受けた場合については、一時預かりですとかファミリーサポートとか、そういった預かりは利用できなくなります。そういったことから、区が重複して補助金を給付することを避けるために、この利用者の名簿を区が把握するといったことで、このような書式を定めているところでございます。

最後に、第4章の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者についてでございます。

第1節でございます。特定教育・保育施設でございますが、これはいわゆる認可保育園、そして新制度に移行した幼稚園及び認定こども園のことでございます。

ちなみに、第2節では、特定地域型保育事業者という言葉が出てまいります。こちらにつきましては、北区内で言えば小規模保育事業所や事業所内保育事業所が対象になります。こちらは既に子ども・子育て支援法並びに国の法律ですとか、施行規則の中で定めがありまして、施設が区に対して必要な届け出を行うことになっております。確認の申請であったり、変更であったり、そして確認の取り消しであったりと、そういったようなことを第1節では認可保育所等について、第2節では小規模事業所等について、それぞれ様式を定めたものでございます。

そして、11ページの後段でございます。第3節の特定子ども・子育て支援提供者でございますが、こちらがこれまではなかった従来型の幼稚園、そこで実施する預かり保育、そういったものが今度無償化に伴いまして、補助を受けることができますので、

その対象となるためには区に届け出が必要になるといったことで、確認の申請ですとか、そういったものについて、第1節、第2節の施設と同様に各書式を定めているものがございます。

最後に、付則について、ご説明させていただきます。12ページの最後でございます。

付則第1項をごらんください。この規則の施行期日は令和元年10月1日ということで、実際に施行となるのはこの幼児教育・保育の無償化のタイミングと同じでございます。

その左側の13ページに移りますが、付則の第2項でございます。施設等利用給付認定及び子ども・子育て支援施設等の認定に関し、必要な行為はこの規則の施行の前においても行うことができると定めております。10月から始まる施設等利用給付認定に関する保護者の申請行為ですとか、特定子ども・子育て支援施設等の確認に必要な事業者による申請行為を施行期日前よりも行うことができる旨の準備行為についての規定でございます。

国では、10月の給付開始前に必要な認定、確認を行えるよう方針を定めていることから、北区においても申請に必要な書類の準備等、保護者や施設に十分な準備期間を確保するため、この準備行為の規定を付則で定めてございます。

そして、付則の3でございます。この規則の施行の前日に廃止前の子ども・子育て支援法施行細則及び東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する要綱の規定によりされた申請、届出、認定及び通知は、この規則の相当規定によりされた申請、届出、認定及び通知とみなすと定めてございます。

今回、従来の区長規則で行われていた申請・認定については、新たな規則へ今回制定し直すこととなりますが、従来のこの規定により行われた申請ですとか、届け出、そういったものにつきましては、再度この規則が定められたからといって、再度申請するという必要はなく、この規則によって申請等がされたものとみなし、保護者さんですとか、施設運営者等に申請の手間をかけさせることがないように定めた付則となります。

長くなりましたが、以上28号の説明になります。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第28号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第2、第29号議案「東京都北区立志茂保育園の指定管理者の指定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 それでは、29号議案についてのご説明になります。この議案につきましては、区立志茂保育園の指定管理者の指定に関する議案でございます。

こちらは先日開催されました第2回北区議会定例会におきまして、指定管理者及び指定管理の機関について議決をいただいたものでございます。教育委員の皆様には、6月5日開催の第6回教育委員会定例会で意見聴取の際にご説明をさせていただいておりますが、区議会の議決をいただきましたので、本指定につきまして、教育委員会のご承認を改めてお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第29号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第54号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第54号をお願いいたします。後援・共催事業に関する報告でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。今回、名義使用承認をいたしました案件、事業でございます。お示しの2件でございます。事業名、主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

「第17回飛鳥山薪能」第17回飛鳥山薪能実行委員会会長でございます。  
2件目でございます。「第56回道徳教育研究会」東京北モラロジー事務所会長でございます。

以上2件でございます。

2ページには事業実績報告といたしまして、2件お示しをさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

特にないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。  
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、令和元年第7回教育委員会定例会を閉会させていただきます。